

空港整備法施行令の一部を改正する政令案要綱

第一 空港整備法附則第五項の政令で定める照明施設は、気象状態が悪い場合においても航空機が当該空港に着陸することを可能とするために国土交通省令で定めるところにより設置される航空灯火とすること。

(附則第六項関係)

第二 空港整備法附則第六項の政令で定める工事に、霧による航空機の着陸の制約を緩和するために必要な工事を追加すること。

(附則第七項関係)

第三 久米島空港の位置を沖縄県島尻郡具志川村から沖縄県島尻郡久米島町に改めること。

(別表第三関係)

第四 その他所要の改正を行うこと。

第五 この政令は、公布の日から施行すること。

(改正令附則関係)